

令和4年度 首都圏における神戸観光プロモーション 映像コンテンツ制作 仕様書

1. 業務名

令和4年度 首都圏における神戸観光プロモーション 映像コンテンツ制作

2. 目的

国内外ともに旅行意欲が高まっているこの機会に、首都圏マーケットから神戸へのさらなる誘客を図るべく、ビジネス・観光での利用者も多い、JR 品川駅での観光プロモーションを実施する。

内容としては、神戸の観光プロモーション用映像コンテンツを制作し、品川駅自由通路に設置されているデジタルサイネージにて放映をすることで、品川駅の利用者へ効果的にPRし、神戸への誘客促進を図る。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4. 掲出場所

J・AD ビジョン 品川駅自由通路

5. 掲出期間

令和5年3月13日(月)～令和5年3月26日(日)

6. ターゲット・コンセプト等

■ターゲット：旅行意欲の高い20代～60代の女性（首都圏在住者及び全国から旅行・ビジネスで品川を訪問している方）

■コンセプト・デザイン：

- ・神戸には都市機能がありながら、海・山といった自然が近くにあり、また異国情緒あふれる街並みが残るエリア、古い歴史を持つ有馬温泉エリアや、さらには多様な食文化があるなど、観光資源が豊富にあることをPRする。
- ・全国で「神戸」という都市自体の知名度はすでに高いため、「神戸で〇〇ができる」「神戸に〇〇がある」ことを簡潔に伝える内容とする。
- ・プロモーション実施後の、令和5年春～夏にかけて、神戸観光を促すこと。

■制作にあたり取材を行うこと（ただし、既存画像の利用も可とする）

7. 業務内容

(1) 映像コンテンツ制作

①制作方針

- ・44面が同時に展開する連続性・視認性の良さを活かした企画・構成とし、「神戸で〇〇ができる」「神戸には〇〇がある」ことが簡潔に伝わるインパクトのある作品とすること。
- ・春以降の旅行先に「神戸」を選んでもらえるようなフレーズや工夫を入れること。
- ・以下の7テーマを含む10本の映像コンテンツを制作すること
 - (ア) 食（神戸ビーフ・日本酒・スイーツ）
 - (イ) ウォーターフロント
 - (ウ) 有馬温泉
 - (エ) BE KOBE モニュメント（フォトスポット）
 - (オ) 登山
 - (カ) ジャズ
 - (キ) 2023年兵庫デスティネーションキャンペーンコンテンツ（北野、南京町、神戸ビーフ）

※詳細・最終内容については、受託事業者と一般財団法人神戸観光局（以下、「当局」という。）が協議したうえで決定する。

②本数・長さ

15秒のものを10本

③規格

デジタルサイネージ用：縦型映像コンテンツ

SNSや公式HP用：横型映像コンテンツ

[ファイル形式]

フォーマット：WMV9（Windows Media Video 形式）

C B R（固定ビットレート）

納品素材解像度：1280×720ピクセル（16：9素材）

エンコーディングレート：4.5～8.0Mbps

フレームレート：29.97fps/30.00fps

ビットカラー：24bit

※前後にアクションつながりの画は必要ありません。

※音声 Pid は付加せずに制作ください。

※WMV9以外の素材（WMV V9、WMV9 advanced profile など）の場合、放映ができません。

④タッチポイント

- ・ J・AD ビジョン 品川駅自由通路デジタルサイネージ (44 面)
- ・ 神戸公式観光サイト
- ・ 神戸観光局公式 SNS アカウント
- ・ 神戸観光局公式 Youtube アカウント
- ・ その他 (他のデジタルサイネージや、インターネット上の広告配信等で活用)

⑤著名人の活用

PR 効果を高めるために著名人の使用も予算内で経費を含む形であれば、可能とする。候補・人数は各事業者提案とする。

なお、候補を数人挙げた上で、受託事業者と当局が協議した上で決定する。

8. 制作物に関する権利の帰属

- ① 制作される成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利 (第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く) に関する一切の権利は、当局に帰属する。
- ② 本業務により得られる著作物の著作人格権について、受託事業者は将来にわたり行使しないこと。
- ③ 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。
- ④ 成果物の使用のために受託事業者が著作権を有する前項の著作物を一体として使用する必要がある範囲において当局は受託事業者の著作物を使用する権利および改変を要求する権利並びに著作権法第 47 条の 3 の規定に基づき著作物の複製、翻案をすることができる権利を有するものとする。
- ⑤ 成果物における権利または著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、個別契約記載の対価に含まれており、当該許諾等に伴って本契約記載の対価とは別の費用が当局に発生することはないものとする。
- ⑥ そのほか、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

9. 受託事業者の責務

受託事業者は、個人情報をもとより業務上知りえた情報を第三者に漏えい、開示してならない。また、本業務委託履行以外の目的に使用してはならない。これらは本契約終了後も同様とする。なお、次に掲げる条件を付する。

- ・ 個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- ・ 委託事務以外への利用禁止
- ・ 第三者への提供の禁止
- ・ 事故報告義務

- ・条件に違反した場合の契約解除及び損害賠償に関すること
- ・受託事業者の責任による個人情報等の漏えい等が発生した場合は、委託者及び委託者以外の影響を及ぼしたものに対して適切な処置を講ずること

10. その他留意事項

- ① 主となる部分はオリジナルデザインとし、統一性のあるデザインとすること。
- ② 施設の掲載情報等については施設に確認のうえ原稿を作成すること。また、全ての掲載施設及び掲載施設に関連する施設に対して掲載内容の確認を行い、書面にて承諾を得ること。
特に、写真については、神戸公式観光写真素材サイト「Feel Photo」や神戸観光局公式 SNS への掲載・転載可否を必ず確認すること。記載内容に関してトラブルが発生した場合は、責任を持って対処すること。
- ③ 取材に際して、事前に当局とスケジュール等協議の上、取材を行うこと。
著名人起用の際は、使用期限が最低 1 年以上ある著名人をアサインすること。
記載内容に関してトラブルが発生した場合は、責任を持って対処すること。
- ④ 取材施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、出演者（モデル等）の手配、出演者（モデル等）への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費、出演者（モデル等）手配費用等）は、すべて見積りに含めること。
- ⑤ 校正については、初校・最終校の 2 回以上とする。映像・原稿の校正は、受託事業者の責任において校了とすること。要訂正箇所が見つかった場合は、受託事業者の責任において速やかに訂正することとし、訂正等により発生した費用及び損失に対して、当局は一切責任を負わないものとする。
- ⑥ 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し当局の承諾を得たときは、この限りではない。
- ⑦ 本件は受託事業者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて当局と受託事業者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ⑧ 業務の目的達成のため、当局の指示により仕様書の内容の追加及び変更を行う場合がある。
- ⑨ 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については当局と受託事業者とが協議して定めるものとする。